Ashiya information

お知らせ

緊急地震速報の訓練 でシェイクアウト



防災行政無線(屋外スピーカー等)から訓練放送 が流れます。身を守る行動の確認をしてください。

- ■日時 6月15日(水)午前10時ごろ
- ■場所 市内全域※放送が聞き取れない、もう一 度聞きたい人は、自動応答(20180-99-7787)へ ~緊急地震速報を聞いたら、どうすればいいの?~



DROP!





COVER!

HOLD ON!

シェイクアウトは、地震から身を守る行動で す。①**まず低く②頭を守り③動かない**のポイ ントを守り、身の安全を確保するようにしましょ う。周りの人に声をかけながら周囲の状況に 応じて、あわてずに行動しましょう。

■問い合わせ 防災安全課☎38-2093

市有地の売却

一般競争入札方式で市有地を売却します。

- ■案内書 6月1日~7月15日に下記窓口で配布
- **■入札期間** 7月1日~15日
- **■開札日** 7月22日(金)
- ■資格 入札に先立ち、入札保証金(入札金額の 5%以上)が払える個人・法人
- ■**対象**(所在地·面積·最低売却価格) 翠ケ丘町2番2・1,605.17㎡・5億5,200万円
- ■問い合わせ 用地管財課☎38-2013

令和3年度公文書公開と 個人情報保護制度の状況

【公文書公開の実施状況】

公文書公開請求 56件

全部公開10件/部分公開34件/非公開1件/存否 応答拒否4件/不存在9件/却下0件/取下げ5 件/審査請求3件

【個人情報保護制度の運用状況】

個人情報取扱事務の登録件数 355件 個人情報開示請求 40件

福祉医療費助成制度

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076



医療区分	対象	所得制限基準等【令和3年分】
高齢期移行助成	65 歳になる月〜 70 歳になる月の人 (1日生まれの人は前月までを対象)	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ▶世帯全員に所得がない人 (年金収入の場合は80万円以下) ▶受給者本人の年金収入と所得の合計が80万円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費	0歳	_
助成	1歳~小学校3年生修了前	 保護者等それぞれの市(区)町村民 税所得割額が 23 万 5 千円未満
こども医療費助	小学校4年生~中学校修了前	
成	(15 歳になった後の 3 月 31 日まで)	
母子家庭等医療費助成	▶母子・父子家庭等の父母とその児童▶父母と死別した児童等▶父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者(いずれも 18 歳になった後の 3 月 31日まで)	母等扶養義務者の扶養人数が 0 人の場合、所得が 192 万円未満 扶養人数が 1 人増えるごとに 192 万円に 38 万円を加算した額未満
障害者医療費助 成	身体障害者手帳1級~3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者そ
高齢障害者医療 費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者 手帳1級~3級、療育手帳(A・B1)、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級	れぞれの市(区)町村民税所得割額 が23万5千円未満

■福祉医療費受給者証の更新

現在の受給者証の有効期限は6月30日(木)です。対象の人へ新しい受給者証を6月末 に送付します。所得の判定に時間がかかる場合、7月以降の送付になることがあります。 (受給者証が届くまでに医療機関等で受診された場合は、申請により還付します。必ず領 収書を保管してください)

- ■現況届の提出(母子家庭等医療費助成制度)
 - 現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、受給できません。
- ■医療機関・薬局の適正受診にご協力を。お薬手帳を持参し、薬のもらいすぎに注意しましょう 救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。

全部開示 3 件/部分開示38件/不開示 0 件/存否 応答拒否 0 件/不存在 7 件/却下 0 件/取下げ 0 件/審査請求3件

- ※1つの請求で複数の公開・開示があるため、合 計と請求件数は一致しません。
- ■問い合わせ 文書法制課☎38-2010

申請・届け出

児童手当・特例給付を影響 振り込みます闘争



子どもが生まれたとき、転入・転出のときは、下 記窓口または郵送で手続きしてください(公務 員は勤務先へ)。

- ■対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の 最初の3月31日まで)の児童を養育してい る父母等
- ※所得制限があります、詳細は市ホームペー ジまたは下記へ

【現在受給中の人へ】

2~5月分の児童手当・特例給付を6月 15日(水)に指定の口座に振り込みます。

【10月支給分からの変更点】

- ▶所得が上限額以上の場合は、手当が 支給されなくなります
- ▶一部の人を除いて現況届の提出(継 続の手続き)が不要になります
- ■問い合わせ 子育て政策課こども係**☎**38-2117

子育て世帯生活支援 特別給付金



低所得の子育で世帯は、「子育で世帯生活支援 特別給付金」が受けられます。

- ■給付額 児童1人あたり50,000円(受給要件な ど、詳しくは市ホームページまたは下記へ)
- ■問い合わせ 子育て政策課こども係(南館1 階 17 番窓□) ☎ 38-2045

芦屋市奨学金の申請受付



- ■対象 経済的理由により修学が困難 で次の全てにあてはまる人
 - ▶高等学校·中等教育学校後期課程·高等専門 学校(1~3学年)、特別支援学校(高等部) またはこれに準ずる学校の高等部に在学
 - ▶申請者の生計を維持する人が、市内に居住 (原則、住民登録)している
 - ▶申請者の生計を維持する人の年間所得額が 基準額以下、失業中または家計急変により その発生後1年間の所得額が基準額以下に なる見込みである
 - ※兵庫県高等学校等奨学給付金の支給を受け ることができる人は併給できません(通信 制の学校に在学している人を除く)
- ■申し込み 7月15日(金)までに必要書類(6月 1日から各学校・下記で配布)を下記へ
- ■問い合わせ 教育委員会管理課**☎**38-2085